

厚生労働大臣より「プラチナくるみん」認定を取得

男性の育児参加機会の創出、出産後の復帰・在職率※₁100%等が評価

ポーラ・オルビスグループのオルビス株式会社（本社：東京都品川区、社長：小林琢磨）は、2018年5月14日に、厚生労働省東京労働局より「プラチナくるみん」の認定を取得しました。

「プラチナくるみん」とは、2015年4月に施行された改正次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）により創設された制度で、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の「くるみん」認定を受けた企業のうち、従業員の仕事と子育てとの両立支援や雇用環境整備に関し、より高い水準の取り組みを行った企業が認定されます。また、同時に取得した「くるみん」認定については、2013年以降、今回で3回目の取得となります。

オルビスでは、今後も働き方の選択肢を広げるため、リモートワークの試験導入や朝時間の活用支援等を行い、社員一人ひとりが生産性を高め、創造力を最大限発揮できる環境作りを目指していきます。

※1 2015年5月1日～2016年までの間に出生した女性労働者数のうち、出産後1年以上継続して在職している割合



子育て支援への継続的な取り組み

オルビスでは、女性のライフステージを支えるキャリア支援策の一環として、仕事と子育てとの両立支援に取り組んでいます。育児休業期間の延長や、法定期間以上に利用できる短時間勤務制度、年間12日間利用できる子どものための休暇制度等、多様な働き方に対応できる制度の導入・見直しを継続的に行っています。「プラチナくるみん」認定の対象期間（2015年5月1日～2017年12月31日）中は、下記2つの新たな制度の導入・運用を開始しました。

① 男性の育児参加機会の創出

分娩休暇（配偶者が出産した際に取得できる有給休暇）の日数を、2日間から5日間へ拡充。取得期間についても、配偶者の出産予定日より1ヶ月以内に分散して取得可能にする等、制度の見直しを行いました。期間中、対象の男性従業員全員が本制度を利用しています。

② 育児・介護を目的とした短時間フレックス勤務制度※₂の適用範囲を拡大、併用可能に

小学校3年生までの子どもを育てている、または家族介護をしている短時間勤務制度利用者に対して、フレックス勤務制度の適用を拡大し、両制度の併用を可能としました。

育児休業からの復職の際、短時間フレックス勤務制度の利用率は100%で、スムーズな復職をサポートしています。

これらに加え、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、女性のキャリア開発研修などの取り組みが評価され、今回の認定につながりました。

※2 本社社員を対象